

## 第一部 財産を与えた方に税金がかかる財産分与

単純な贈与の場合は、財産をもらった方に贈与税がかかりますが、離婚を原因とする財産分与で財産を与えた場合、もらった方ではなく、与えた方に譲渡所得課税問題が生じます。これは、財産分与をした方が、時価（実勢価格）でその不動産を売ったと同じ評価になるからです。

最高裁昭和 50 年 5 月 27 日判決は、この理由として、「財産分与をする者は財産を譲渡することで財産分与義務が消滅するが、この財産分与義務の消滅は、それ自体一つの経済的利益とすることができる。したがって、財産分与として不動産等の資産を譲渡した場合、分与者は、これによって、分与義務の消滅という経済的利益を享受したものである」と判示しております。

この経済的利益が譲渡の対価ということになりますので、譲渡した不動産の譲渡時の時価（実勢価格）が取得時の価格（取得費）より高くなっている場合は、その差額が譲渡所得ということになり、その不動産の取得時から財産分与時までの期間に応じて、次の計算で算出された金額の所得税（分離課税）が課されます。

### 1. 長期譲渡所得課税

（譲渡した年の 1 月 1 日現在までの所有期間が 5 年を超える場合）  
 $(\text{譲渡価額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) - \text{特別控除額}) \times 15\%$ （他に住民税 5%）

### 2. 短期譲渡所得課税

（譲渡した年の 1 月 1 日現在までの所有期間が 5 年以下の場合）  
 $(\text{譲渡価額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) - \text{特別控除額}) \times 30\%$ （他に住民税 9%）

ところで、一般の人には、このことがあまり理解されているとは言えません。

もし、夫が、自分に譲渡所得税（注）がかかるとは思わないで妻に不

動産を財産分与した場合、その法律効果はどうなるでしょうか？

最高裁平成元年 9 月 14 日判決は、夫が妻に財産分与をするとき、自分に課税されることはないと思信し、妻に対し「お前にはたくさん税金がかかるだろうがたいへんだな」と心配していたところ、その後、夫に譲渡所得税がかかり、驚いた夫が、妻への財産分与は錯誤によって無効であるとして、妻に対しその不動産の返還を求めた事案です。

最高裁は、夫に錯誤があったことを認め、さらにこの錯誤（動機の錯誤）は動機が表示されていない場合は無効を主張できないが、「自己に課税されることはないということを当然の前提とし、かつ、この旨を妻に黙示的に表示して」いたと認めて、財産分与は錯誤により無効であると判示しました。

その後、この事件は、差戻審である東京高裁平成 3 年 3 月 14 日判決で、夫の請求が認められ、妻から夫への不動産の返還が命じられました。

（注）譲渡所得税という用語について。

所得税という税はありますが、譲渡所得税という税はありませんので、厳密には、この用語の使い方は間違いです。しかし、不動産の譲渡所得に課せられる所得税は分離課税になっていますので、あたかも独立の税の印象があり、意味が分かりやすい言葉ですので、譲渡所得税という用語が慣用的に使われています。

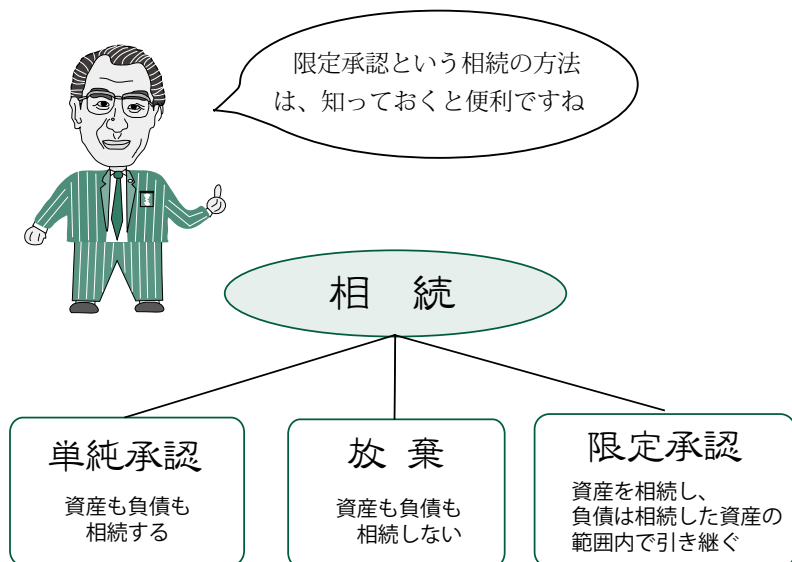
## 第二部 相続の限定承認をする場合の注意点

### 一 相続の限定承認の意義

相続には、単純承認と、放棄と、限定承認があります。

単純承認とは、被相続人の資産も負債も相続することを言い、放棄は、資産も負債も相続しないことを言い、限定承認は、資産を相続し、負債は相続した資産の範囲内でしか引き継がないことを言います。

被相続人に高額な保証債務があるが、主債務者が債務を弁済すれば保証債務は自動的になくなる。しかし、主債務者が債務を弁済しないとき、保証人は、保証債務を履行せざるを得なくなり思わぬ負担になる。そこで、万一保証債務の履行を求められても、相続財産の中から支払うだけで相続人固有の財産からは支払わなくとも良い、限定承認を選択する、というのは、相続人にはまことに都合の良いことです。



### 二 思わぬ税法の穴

限定承認は、このように、負債があっても資産の範囲内で支払えばよい制度ですから、負債があるかどうか分からない段階でも、限定承認をしても損はないのですが、しかし、税法上の問題を無視することは出来ません。

所得税法 59 条 1 項 1 号により、相続の限定承認をすれば、そのときの時価で遺産を譲渡したものとして譲渡所得課税がなされるのです。

しかも、遺産に不動産がある場合の譲渡所得課税には、その不動産が被相続人の居住用に使用していた場合でも、被相続人その人はすでに死亡していて所有者の居住の要件を満たしませんので、居住用資産の譲渡としての特別控除の制度は適用になりません。

ですから、相続の限定承認はしたものの、結果において債務がなかったという場合には、遺産から不動産所得にかかる所得税を納付してしまい、遺産が目減りしてしまったという結果になることもあるのです。

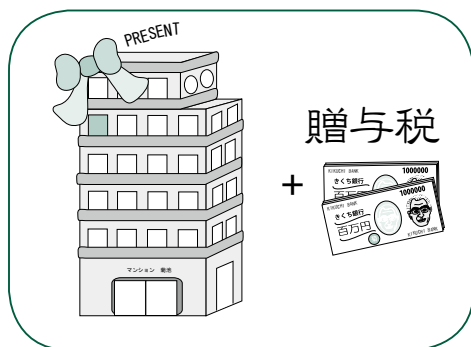
なお、この場合に課せられる所得税は被相続人の財産にかかるものですので、税金は遺産の中から支払われることになり、相続人が自分の固有財産から納付する義務はありません。

いずれにせよ、限定承認を選択する場合、この点に気をつけておく必要があります。

### 第三部 贈与税・相続税の連帯納付義務

愛人にマンションを贈与したが、  
贈与した方に贈与税がかかってくるって、本当？

そういう場合もあります。



贈与税は、贈与により財産を取得した者に課せられますので（相続税法 21 条）、このケースでは、贈与税の納税義務者は愛人になりますが、相続税法 34 条 4 項で、「財産を贈与した者は、……贈与税について、当該財産の価額に相当する金額を限度として、連帯納付の責めに任ずる」と規定して、贈与者にも、受贈者と連帯して納付する義務を課していますので、愛人が贈与税を納付しない場合は、贈与者が贈与税を納付しなければなりません。

愛人にマンションをプレゼントしたところ、愛人がその愛人とともに、これを売り飛ばしていなくなり、あなたには贈与税だけをプレゼントしてくれることもあり得ます。くれぐれもご用心。

なお、この連帯納付義務は相続税の場合にもあります。

相続税法 34 条 2 項は、「同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得したすべての者は、当該被相続人に係る相続税又は贈与税について、その相続又は遺贈により受けた利益の価額に相当する金額を限度として、互いに連帯納付の責めに任ずる」と規定しているからです。

### 第四部 債務免除を受けると贈与になる場合がある

【実例】

遺産分割の審判（代償分割を命ずる審判）が確定し、代償金を支払わなければならないようになった兄が、弟にその代償金を支払わなかったため、訴訟になり、和解で、その代償金 5000 万円の一部 2000 万円については兄の資産で代物弁済するが、その余の債務 3000 万円は免除を受けるという和解が成立しました。

和解調書では、確定した代償金債務の一部 3000 万円を免除していることは明白でしたので、税務当局は、兄は弟よりその金額の贈与があったと認め、贈与税を課税しました。この件は、訴訟になりましたが、一審、二審とも税務署長が勝訴し、確定しました。

この実例のように、確定した債務の免除を受けますと、原則として、贈与を受けたことになるのです。

相続税法 8 条は、「対価を支払わないで……債務の免除……による利益を受けた場合においては、……贈与……により取得したものとみなす」と定めていますので、債務免除イコール贈与が原則です。

それでは、金銭の請求訴訟、例えば、交通事故による損害賠償として 1000 万円の請求訴訟を起こし、その裁判で、例えば「被告は原告に対し 600 万円の和解金を支払う。原告はその余の請求を放棄する」という内容の和解が成立した場合、被告は原告から 400 万円の債務免除を受けたことになるのか？ と言いますと、そうはなりません。

それは、この和解が、未確定かつ争いのある債権を話し合いで 600 万円として確定させたもので、「その余の請求を放棄」したのは、訴訟での請求が形式上和解金を超えているので、その請求額との整合性をとるために、請求額と和解金の差額はないことを明らかにする目的で、そのような表現にしたものだからです。ですから、この場合は、課税問題は生じませんが、実例のように、確定した債権を放棄するという意味にな

るときは、その債権放棄は相手方の債務の免除になり、贈与とみられるのです。

### 知って得する 法律豆知識

#### 「遺産総額課税」方式から 「遺産取得課税」方式への改正って、何？

現在の相続税法は、遺産総額を基準に「相続税の総額」を出し、各相続人の相続税は、相続税の総額にそれぞれが取得した財産の割合を乗じた金額から相続人ごとの属人的な控除額を控除をして、算出しています。

そのため、相続人が取得する相続財産は同じでも、他の相続人の取得する財産の多寡で税額が変わることになっています。

例えば、夫が死亡し、妻と長男、長女の3人が相続人で、課税遺産額が6000万円あったとします。相続人が3人の場合の相続税の基礎控除額は8000万円ですから、この相続については相続税はかかりません。

しかし、ここで、妻に1億円の生命保険金が入ったとします。生命保険金は遺産ではありませんが、相続税法では、特別控除額1500万円を引いた残り8500万円は課税価格に参入されます。その結果、課税遺産額は1億4500万円になり、相続税がかかります。

その相続税は、前述のように、相続税の総額を3人の相続人が取得する財産の価格の割合で割り振られる形でかかりますので、生命保険金をもらわない長男や長女にも、相続税がかかることになります。長男や長女は、母親の受け取る生命保険金が多くなれば多くなるほど、自分の相続税が高くなりますので、不公平感があるでしょう。

このため、平成21年度の相続税の改正で、以上のような現行の課税方式を廃して、相続人が取得した遺産の価額を基準に相続税を計算する方式の導入が検討されています。

## 第五部 固定資産税は真実の所有者に課せられるのか、 名義上の所有者に課せられるのか？

固定資産税は、名義上の所有者に課せられます。

横浜地裁平成12年2月21日判決は、被相続人の債権者が、被相続人所有の不動産について、仮差押えの申立をするために、債権者代位により相続人への相続登記を経由した結果、相続人が賦課期日において登記簿上所有者とされていたことからなされた、その相続人への固定資産税及び都市計画税の賦課決定処分は、その後登記名義人が相続放棄をしても適法である、と判示しました。

地方税法は、固定資産税は固定資産の所有者に課する（同法343条1項）と規定しておりますが、ここでいう所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をいう（同法343条2項）、と規定しています。

つまり、固定資産税は名義上の所有者に課すと定めているのです。

これを「台帳課税主義」と言いますが、台帳課税主義は、課税庁が固定資産の真の所有者を判定することは固定資産の数に比べ人員や期間が限られることから困難であるので、徴税の便宜を図る必要上認められた制度です。

しかしながら、真の所有者ではないが名義上の所有者にとっては課税されればなしというわけにはいきませんので、賦課期日において登記簿上名義人であったため真実の所有者に代わって固定資産税及び都市計画税を納付した者は、真実の所有者に対し、不当利得として、納税分の返還請求をすることができる、ということを前記判例は認めています。

なお、最高裁昭和30年3月23日判決は、地方税法が固定資産税の納税義務者を決定するのに形式的な標準を採用していることは憲法違反になるとの違憲論に対し、憲法30条「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ」ことと、憲法84条「あらたに租税を課し、